

⑧ 実用英語技能検定の受験費用の一部を助成します

申・問 学務課(内線 379)

実用英語技能検定の受験を希望される方は次のとおりお申し込みください。市内の小・中・義務教育学校に在籍の方は、直接学校へお申し込みください。

検定日時 5月29日(日) 準2級：午前10時20分～ 4級：午前10時30分～
2級：午後2時10分～ 3級・5級：午後2時40分～

会場 市役所 本所 教育棟(笠間市中央3-2-1)

対象 市内在住で、市外の小・中・義務教育学校に在籍する小学5年生～中学3年生

助成額 検定料から自己負担額を差し引いた額を同一年度1回のみ助成します。

自己負担額	小学5・6年生	中学1年生	中学2・3年生
	5級以上	4級以上	3級以上
	1,200円	1,500円	2,000円

申込方法 自己負担金を添えて窓口でお申し込みください。申請書は窓口に備え付けてあります。

申込期限 4月20日(水) 午後5時

⑨ 結婚新生活を支援します

申・問 市民活動課(内線 133) 〒309-1792 笠間市中央3-2-1

市では、新婚世帯に対して新居の住居費用(取得・賃貸)、引越費用およびリフォーム費用の一部を補助します。

対象世帯 次の全てに該当する方

- ・令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること
- ・申請時において、夫婦のいずれもが市内の補助対象住宅に住民登録があること
- ・婚姻の届出日において、夫婦の年齢がいずれも満39歳以下であること
- ・夫婦の合計所得が400万円未満であること など

※ほかにも補助対象要件がありますので、申請の前に必ずご相談ください。

対象経費 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払われた以下の費用

- ・婚姻に伴い、笠間市で新たに住宅を取得する際に要した費用
※土地代、旧住宅解体撤去費、設備購入費等は対象外
- ・婚姻に伴い、笠間市で新たに住宅を貸借する際に要した費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等)
※勤務先等から居住費用に係る手当等を受けている場合は、その相当額を除く
- ・婚姻に伴い、笠間市に引越す際に要した費用
※引越業者または運送業者への支払い等の引越しに係る実費等が対象となり、レンタカー費用などの業者を用いない引越費用は対象外
※勤務先等から引越費用に係る手当等を受けている場合は、その相当額を除く
- ・婚姻に伴い、笠間市内の住宅リフォームに要した費用(住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用)
※倉庫、車庫に係る工事費用、外構に係る工事費用および家電購入や設置に係る費用は対象外

補助金額 1世帯あたり上限30万円

申込方法 窓口で直接または郵送で申請してください。

申込期限 令和5年3月31日(金) ※郵送の場合は必着
予算に達した時点で受付を終了します。

防災行政無線が聞き取れない場合にご利用ください。
防災行政無線フリーダイヤル TEL 0120-996-131